

No	ご意見	日本暗号資産取引業協会の考え方
1	<p>・件名「「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則・ガイドライン」、及び「財務健全性指数の算定に関する細則」</p> <p>・意見等本文「現状では金商業者では金商法に基づいて自己資本規制比率の計算を、金商業者ではない暗号資産交換業者では自主規制規則に基づいて財務健全性指数の計算を求められます。この点新規則案では、金商業者ではなく、かつ暗号資産交換業者でもない電子決済手段等取扱業者においては、財務健全性指数の計算・貴協会報告は不要という理解でよろしいでしょうか(なお、自己資本規制比率については金商業者ではないので当然に不要という理解です)。」</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	<p>貴協会が募集されている案件No.014 に関して意見（照会）を提出させていただきます。</p> <p>昨今日本でも信託型によるステーブルコイン発行が可能になり、一般企業でも委託者としてステーブルコイン発行に関与することが可能になりました。</p> <p>そこで、以下、意見（照会）を提出させていただければ幸いです。</p> <p>本自主規制は、電子決済手段等取引業・電子決済等取扱業を営む業者を対象にしたものであり、電子決済手段等取引業・電子決済等取扱業を営まない限り信託型ステーブルコインの「委託者」は対象にならないという理解で良いでしょうか</p>	<p>この度の自主規制規則は、電子決済手段の発行を行う資金移動業者等及び電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者を対象としたもので、資金決済法第10項第4号に規定する業務を行う電子決済手段等取引業者及び銀行法第2条第17項に規定する電子決済手段取扱業を行う電子決済等取扱業者は対象としておりません。</p>
3	<p>定義集について、暗号資産等と暗号等資産の表記に適切でない箇所があるように思われる。</p>	<p>ご指摘のとおりのため、定義集を再確認し、修正を行いました。</p>
4	<p>定義集48の「デリバティブ関連取扱暗号資産等」について、ほかの規則での引用が見られないことから、別の表現にするのはどうでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりのため、当該定義を「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則・ガイドライン」の1条で定義されている「デリバティブ関連取扱暗号等資産」に置き換えたうえで、「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則・ガイドライン」と「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドライン」の記載を調整いたしました。</p>